

# 青森県報

第千八十六号

令和八年  
七月三日  
(金曜日)

## 目次

### 告示

○登録特定行為事業者の事業所の所在地の変更の届出……………(高年齢福祉課) ……

○児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(福祉課) ……

### 公告

○大規模小売店舗の新設に関する届出……………(地域企業支援課) ……

○大規模小売店舗の変更の届出……………(同) ……

## 告示

### 青森県告示第三百九十三号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十七条第二項において準用する同法第四十八条の六第一項の規定により、次のとおり登録特定行為事業者から事業所の所在地を変更しようとする旨の届出があったので、同法附則第二十七条第二項において準用する同法第四十八条の八第二号の規定により公示する。

令和八年七月三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区分	登録番号	氏名又は名称	住所	事業所所在地	変更予定年月日	備考
----	------	--------	----	--------	---------	----

変更後	変更前
〇〇三〇〇〇 〇八二	〇〇三〇〇〇 〇〇〇〇
社会福祉法人七峰会	社会福祉法人七峰会
弘前市下白銀町二の八	弘前市下白銀町二の八
特別養護老人ホームアツプル	特別養護老人ホームアツプル
弘前市大字三丁目二四の五	弘前市大字山三尾上
令和七・五・二〇	令和七・五・二〇
介護老人福祉施設	介護老人福祉施設

### 青森県告示第三百九十四号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

令和八年七月三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害児通所支援事業者	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業所	指定年月日
社会福祉法人玉泉会	平川市柏木町柳田二四六の一	児童発達支援	幼児サポート 平川市尾上栄松一の一	令和八・七・一
社会福祉法人玉泉会	平川市柏木町柳田二四六の一	保育所等訪問支援	幼児サポート 平川市尾上栄松一の一	〃

## 公告

### 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

令和八年七月三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ツルハドラッグ浪岡店
- 二 青森市浪岡大字杉沢井ノ下一四四の一  
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
三菱HCキャピタル株式会社  
東京都千代田区丸の内一丁目五の一  
代表取締役 久井大樹
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ツルハ  
北海道札幌市東区北二四条東二〇丁目一の二一  
代表取締役 八幡政浩
- 四 大規模小売店舗の新設をする日  
令和九年二月二十五日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
一、二三四平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設に関する事項  
1 駐車場の位置及び収容台数  
四四台（位置は、届出書添付図面のとおり）  
2 駐輪場の位置及び収容台数  
一〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）  
3 荷さばき施設の位置及び面積  
四〇平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）  
4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
六・二五立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
株式会社ツルハ  
開店時刻 午前七時 閉店時刻 翌午前零時  
2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
二か所（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後九時まで
- 八 届出年月日  
令和八年六月二十四日
- 九 届出書及び添付書類の縦覧  
1 場所  
青森県経済産業部地域企業支援課及び青森市役所  
2 期間  
令和八年七月三日から同年十一月四日まで  
3 時間  
午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。
- 十 意見書の提出  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。  
1 提出期限  
令和八年十一月四日  
2 提出先  
青森県経済産業部地域企業支援課  
3 記載事項  
(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所  
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
(三) 意見及びその理由  
4 言語  
意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和八年七月三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ガラタウン・アオモリウエストモールA・B棟

青森市三好二丁目三の一九 外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	有限会社東日本アセット 弘前市大字広野一丁目一の二 取締役 秋元浩	変更後	有限会社東日本アセット 青森市三好二丁目三の一九 取締役 秋元浩	変更年月日	令和 七・八・二七
-----	---	-----	--	-------	--------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社ドン・キホーテ 東京都目黒区青葉台二丁目一九の 一〇 代表取締役 吉田直樹	変更後	変更なし	変更年月日	令和 八・三・一
変更前	株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北二四条東二〇 丁目一の二 代表取締役 八幡政浩	変更後		変更年月日	六・九・二五

四 届出年月日

令和八年六月二十二日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び青森市役所

2 期間

令和八年七月三日から同年十一月四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

ドラゴンキューブ株式会社 青森市浜館六丁目一の八 代表取締役 福井孝栄	八・二〇・二〇
株式会社キクヤマメガネ 青森市新町一丁目一の二七 代表取締役 羽田和弘	六・三・三六
ジーエット株式会社 東京都杉並区梅里一丁目七の七 代表取締役 石野孝司	六・四・三六
株式会社ジーフット 東京都中央区新川一丁目一四の一 代表取締役 木下尚久	ク
株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目 四の一四 代表取締役 矢野靖二	六・五・三三
株式会社未来屋書店 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の一 代表取締役 平川雅隆	六・七・二九

- 1 提出期限  
令和八年十一月四日
- 2 提出先  
青森県経済産業部地域企業支援課
- 3 記載事項  
(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所  
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
(三) 意見及びその理由
- 4 言語  
意見書は、日本語により記載すること。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付二十四円九十五銭